

令和2年第1回水巻町議会 定例会 会議録

令和2年第1回水巻町議会定例会第2回継続会は、令和2年3月10日10時00分、水巻町議会議事堂に招集された。

1. 出席議員は次のとおり

1番	白石雄二	8番	船津 宰
2番	廣瀬 猛	9番	高橋 恵司
3番	津田敏文	10番	入江 弘
4番	大貝信昭	11番	住吉浩徳
5番	岡田選子	12番	松野俊子
6番	中山 恵	13番	久保田賢治
7番	古賀信行	14番	水ノ江晴敏

2. 欠席議員は次のとおり

3. 議場に出席した議会事務局の職員は次のとおり

局長 ・ 入 江 浩 二

係 長 ・ 藤 井 麻 衣 子

主 任 ・ 松 崎 淳

4. 地方自治法第 121 条の規定により、議場に出席したものは次のとおり

町 長	美 浦 喜 明	子育て支援課長	山 田 美 穂
副 町 長	吉 岡 正	福 祉 課 長	吉 田 奈 美
教 育 長	小 宮 順 一	健 康 課 長	内 山 節 子
総 務 課 長	蔵 元 竜 治	建 設 課 長	北 村 賢 也
企 画 課 長	増 田 浩 司	産 業 環 境 課 長	原 田 和 明
財 政 課 長	篠 村 潔	下 水 道 課 長	河 村 直 樹
住 宅 政 策 課 長	古 川 弘 之	会 計 管 理 者	中 西 豊 和
税 務 課 長	大 黒 秀 一	学 校 教 育 課 長	吉 田 功
住 民 課 長	手 嶋 圭 吾	生 涯 学 習 課 長	高 祖 睦
地 域 づ くり 課 長	服 部 達 也	図 書 館 ・ 歴 史 資 料 館 館 長	山 田 浩 幸

5. 会議付託事件は次のとおり

別紙のとおり

令和2年3月定例会 (第1回)

第2回継続会

本会議 会議録

令和2年3月10日

水巻町議会

令和2年第1回水巻町議会 第2回継続会 会議録

令和2年3月10日

午前10時00分開議

議長（白石雄二）

出席14名、定足数に達していますので、只今から令和2年第1回水巻町議会定例会第2回継続会を開きます。

日程第1 各委員会の審査報告について

議長（白石雄二）

日程第1、各委員会の審査報告についてを、議題といたします。各議案の採決に先立ちまして、付託しておりました、各委員会の委員長に審査結果の報告を求めます。総務財政委員長。船津議員。

総務財政委員長（船津 宰）

3月9日の総務財政委員会におきまして、付託されました各議案について慎重に審査しました結果、次のように決しましたので、ご報告いたします。

議案第1号 水巻町一般職職員の給与に関する条例の一部改正については、賛成全員で可決いたしました。

議案第2号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正については、賛成全員で可決いたしました。

議案第3号 令和元年度水巻町一般会計補正予算（第4号）については、賛成多数で可決いたしました。

議案第4号 令和元年度水巻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）については、賛成多数で可決いたしました。

議案第5号 令和元年度水巻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、賛成多数で可決いたしました。

議案第6号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、賛成全員で可決いたしました。

議案第7号 水巻町営住宅設置及び管理条例等の一部改正については、賛成全員で可決いたしました。

議案第8号 水巻町特別職職員の給与等に関する条例の一部改正については、賛成全員で可決いたしました。

議案第9号 水巻町国民健康保険高額療養資金貸付基金条例の一部改正については、賛成全員で可決いたしました。

議案第10号 水巻町国民健康保険出産資金貸付基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正については、賛成全員で可決いたしました。

以上、報告を終わります。

議 長（白石雄二）

文厚産建委員長。廣瀬議員。

文厚産建委員長（廣瀬 猛）

3月6日の文厚産建委員会において、付託された各議案について慎重に審査しました結果、次のように決しましたので、ご報告いたします。

議案第3号 令和元年度水巻町一般会計補正予算（第4号）については、賛成全員で可決しました。

議案第11号 水巻町放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部改正については、賛成全員で可決しました。

議案第12号 水巻町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正については、賛成全員で可決しました。

議案第13号 水巻町民の健康づくり推進協議会条例の一部改正については、賛成全員で可決しました。

議案第14号 水巻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、賛成全員で可決しました。

議案第15号 水巻町子どものための教育・保育給付等に関する条例の一部改正については、賛成全員で可決しました。

議案第16号 水巻町公共下水道区域外流入受益者分担金に関する条例の制定については、賛成全員で可決しました。

以上、報告を終わります。

議 長（白石雄二）

以上で、各委員会の審査報告を終わります。

日程第2 議案第1号

議 長（白石雄二）

日程第2、議案第1号 水巻町一般職職員の給与に関する条例の一部改正についてを、議題といたします。お諮りいたします。本案は、総務財政委員会に付託しておりましたが、審査結果は先にご報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第41条第3項の規定により、委員長報告を省略することにご異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。只今から、採決を行います。議案第1号 水巻町一般職職員の給与に関する条例の一部改正について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(賛 成 者 挙 手)

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第1号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第3 議案第2号

議 長 (白石雄二)

日程第3、議案第2号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてを、議題といたします。お諮りいたします。本案は、総務財政委員会に付託しておりましたが、審査結果は先にご報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第41条第3項の規定により、委員長報告を省略することにご異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。只今から、採決を行います。議案第2号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(賛 成 者 挙 手)

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第2号は、原案のとおり可決いたしま

した。

日程第4 議案第3号

議長（白石雄二）

日程第4、議案第3号 令和元年度水巻町一般会計補正予算（第4号）についてを、議題といたします。お諮りいたします。本案は、関係の各常任委員会に付託しておりましたが、審査結果は先にご報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第41条第3項の規定により、関係の各常任委員長長の報告を省略することにご異議ありませんか。

— 異議なし —

ないようですので、質疑に移ります。関係の各常任委員長長に対する質疑はありませんか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はありませんか。はい、どうぞ。

6番（中山 恵）

6番、中山です。令和元年度水巻町一般会計補正予算について、日本共産党を代表して反対の立場から討論を行います。

年度末の最終補正予算は、本来、事業費確定による補正が主であるのですが、本補正予算は町民にとって重要な予算が含まれています。2点指摘をし、反対討論といたします。

まず1点目は、マイナンバーカード関連予算484万円についてです。これまでも一貫して意見を述べてきましたが、政府は膨大な国家予算をかけ、「安心・安全」「利便性の向上」をうたい文句に、デジタル社会の早期実現を掲げ、カードの普及を図ろうとしております。

しかし当町では14.6%、全国では15%と進んでいません。

進まないのは、マイナンバーカードによる個人情報の漏洩が国民の大きな不安となっているからです。カードには顔写真のデータが付け加わりますから、住民の行動は町中の監視カメラや顔認証システムによって簡単に把握されてしまいます。

また、もともとマイナンバー制度の狙いは、所得や資産、税や社会保障の給付などの個人データを一括して把握し、社会保障給付の削減を進めたい政府の狙いがあります。

2021年度からはマイナンバーカードが保険証代わりにもなるオンラインシステム整備が進んでいます。戸籍や病歴など多くの個人情報本人の同意なしに広がるリスクがあり、わが党は、マイナンバーカードの普及はプライバシーや人権を無視した監視社会につながるとして、導入時よりマイナンバー制度に反対しています。今後も引き続き反対の声をあげていきます。

2点目は、補正予算の大半を占める校内通信ネットワーク整備に関連する予算1億3千200万円についてです。これは、安倍政権が2019年度補正予算に2千318億円も盛り込み、小中学生に1人1台のコンピューター端末を整備するとの方針で、「だれ一人取り残さない、個別最適

化された学びを実現する」というGIGAスクール構想を打ち出した、その整備予算です。半額の約6千200万円は国からの補助金、残りのほとんども交付税措置されるなどで、町の一般会計持ち出しは、わずか700万円でネットワーク整備ができるという大変ありがたい事業ではありますが、国が出すのは初期投資分だけ。数年後のランニングコストが町財政を圧迫しないかと心配しております。

このGIGAスクール構想は、2022年度までに1人1台の端末を実現し、デジタル教科書を導入し、全ての授業でフル活用する。全国学力テストにも端末を利用する計画です。

安倍首相の言う個別最適化された教育は、ひとりひとりの学校や家庭での学習状況やつまづきが学習履歴としてコンピューターに自動的に記録され、子どものスポーツや文化活動までデータを分析し、蓄積されたビッグデータを活用して、それぞれの子どもの最適化された学習内容を提供します。

わが党は、教育現場のICT環境の整備は必要であり、個々の子どもに合った学習をきちんと保障する本来の個別最適化の教育は重要だと考えます。

しかし、1人1台のコンピューター端末による学びが、子どもたちにとって本来の最適化された学びでしょうか。「コンピューター端末による学びの分断だ。子どもたちがコンピューター端末で、それぞれ異なる課題に取り組むようになれば、集団の中で学び、人格の完成を目指す学校教育の在り方が根底から崩れてしまう」との声もあります。

公教育への企業の参入を進め、学校での集団的な学びが疎かにされ、教育の画一化につながるおそれもないでしょうか。

新年度から小学校でプログラミング教育が始まります。学校現場ではその対応に苦慮している中、1人1台のコンピューター端末を使うということが目的化すると、教師の負担は一層増えるのではと危惧します。

わが党は子どもたちが人との関わりの中で豊かに学ぶためには、コンピューター端末より先に、教職員がその専門性を存分に発揮できるよう教職員を増やすこと、それが重要だと考えます。日本の教育を大きく変えてしまうかもしれないGIGAスクール構想に、本町の教育が振り回されず、本来の人格の完成を目指す教育をぶれずに追及することを強く望み、反対討論いたします。

議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。古賀議員。

7 番（古賀信行）

私は補正予算の教育費の関係、1億3千200万ですかね。これは子どものICT教育のための予算だから、これからの時代はですね――。

議 長（白石雄二）

古賀議員、賛否をお願いします。賛成ですか、反対ですか。

7 番（古賀信行）

賛成です。賛成の立場から述べているんです。

で、これからの時代はですね、ICTを抜きには考えられない世の中になってきているわけです。そういう点からこの予算には賛成いたします。以上です。

議 長（白石雄二）

討論を終わります。只今から、採決を行います。議案第3号 令和元年度水巻町一般会計補正予算（第4号）について、原案に賛成の方は、挙手お願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成多数と認めます。よって、議案第3号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第5 議案第4号

議 長（白石雄二）

日程第5、議案第4号 令和元年度水巻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを、議題といたします。お諮りいたします。本案は、総務財政委員会に付託しておりましたが、審査結果は先にご報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第41条第3項の規定により、委員長報告を省略することにご異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありますか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はありますか。はい、岡田議員。

5 番（岡田選子）

議案第4号 令和元年度水巻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、日本共産党を代表して、反対討論を行います。

本補正予算の歳出での療養給付費の不足分の補填に反対するものではありません。歳入において、議案第3号で述べましたマイナンバーカードを国民健康保険証として使えるようにするオンライン資格証のためのシステム整備補助金が国からの補助金として約165万円入ってきております。歳入は妨げられないものではありませんが、議案第3号で述べましたようにマイナンバー制度は大変危険な制度であり、廃止するべきとの考えでありますので、本議案には反対といたします。以上です。

議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。討論を終わります。只今から、採決を行います。議案第4号 令和元年度水巻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

結構です。賛成多数と認めます。よって、議案第4号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第6 議案第5号

議 長（白石雄二）

日程第6、議案第5号 令和元年度水巻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを、議題といたします。お諮りいたします。本案は、総務財政委員会に付託しておりましたが、審査結果は先にご報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第41条第3項の規定により、委員長報告を省略することにご異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありますか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はありますか。岡田議員。

5 番（岡田選子）

5番、岡田です。議案第5号 令和元年度水巻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、昨日、総務財政委員会で私は反対をいたしました。今日、本会議におきまして、日本共産党を代表して賛成討論を行います。

昨日私は、わが党が制度開始当初より75歳の年齢で困り込む後期高齢者医療制度は、保険料が上がり続ける制度であり、差別医療であるとの理由で本議案に反対をいたしました。

しかし、当初予算では、保険料の軽減割合が原則に戻されることによりまして、加入者の負担が増えることなどを理由に、当初予算では反対をいたしましたがこの本補正予算では、納付金確定による補正となっておりますので、賛成といたします。

議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。古賀議員。

7 番（古賀信行）

これは、後期高齢者医療、まあ国民健康保険も関係ありますけど、これは私の調べた――。

議 長（白石雄二）

古賀議員、賛成ですか、反対ですか。

7 番（古賀信行）

賛成です。

で、これはですね、国民健康保険は県単位ですけど、後期高齢者医療は地域別でやってますけど。それで、これは報道機関の報道によりますと、福岡県は後期高齢者ですね、医療には日本で一番金使っているわけです。2017 年度で福岡県の 75 歳以上の高齢者が使った医療費は年間 110 万って報道されていまして。それで私は一昨年、和歌山県みなべ町に行ってきました。そして 75 歳以上の医療費を 1 人あたりいくらかかっているか聞いてきました。そしたら 1 人あたり 73 万ですね。だから福岡県とみなべ町は年間 37 万医療費が違っていたわけです。だからですね、私は町民にはこの医療保険に対する税金でみんなふうふう言っています。で、これを下げるにはですね、やっぱり高齢者が、また、町民が健康でいること。そのためにはですね、高齢者の憩いの場所、そして高齢者に仕事を与えること。そういう点ではですね、もっと町が努力すべきじゃないかと思うんです。

私は先日、南筑後に行ってきました。柳川市なんかはですね、小学校校区ごとにコミュニティセンター作っています。で、私たち町外の人でも、お金払えば利用できるんです。

そんなふうに行政が高齢者の憩いの場所を作ってるんです。で、この問題は、だから健康課だけじゃなくて、住民課だけじゃなくてですね、町の執行部が力を合わせてやっぱり町民の健康づくりと憩いの場所を作る必要があると思います。以上、賛成の立場です。以上です。

議 長（白石雄二）

討論を終わります。只今から、採決を行います。議案第 5 号 令和元年度水巻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、原案に賛成の方は、挙手お願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第 5 号は、原案のとおり可決いたしました。暫時休憩いたします。

午前 10 時 22 分 休憩

午前 10 時 33 分 再開

議 長（白石雄二）

再開いたします。

日程第7 一般質問について

議長（白石雄二）

日程第7、一般質問について。これより一般質問を行います。1番、日本共産党。岡田議員。

5番（岡田選子）

5番、岡田選子です。日本共産党を代表いたしまして、一般質問の冒頭質問をいたします。

まず最初に、吉田団地、東水巻駅周辺のまちづくりについて、お聞きをいたします。

わが党は、町長が吉田団地の建て替え基本構想を表明した2014年以降、その計画が二転三転する中、議会のたびに計画の進捗状況を一般質問で問い続けてきました。

その結果、「3月議会に吉田団地の方向性を示す」との町長答弁を引き出し、やっと今議会で示されました。

そこで、将来のまちづくりにおいて、吉田団地とその周辺、東水巻駅を含む地域の整備は、当然必要であるとの認識は一致しているものとしてお尋ねいたします。

平坦な土地で、東水巻駅に近く、地の利のいい吉田団地地域は、将来的には若い世代や一人暮らしの高齢者が、低廉な家賃で安心して住むことができる住宅の整備という住宅福祉政策の観点から見ると、良好な環境の地域だと考えます。将来、建て替えは必要であると考えますが、いかがですか。

2つ目、保育所の待機児童の解消について。

当町は、定住促進奨励金事業や古家解体支援補助事業を推進し、若い世代の人口流出を防ぎ、流入促進を図っています。この事業を安定的に推進するためにも保育所の待機児童は一刻も早く解消しなければならない重要事件だと考えます。そこでお尋ねいたします。

(1) 2020年度予算に、保育士不足による定員割れを解消するため、保育体制強化事業などの新たな取り組みを行い、人材確保に努めていくとして私立保育所への補助金約380万円が計上されています。これによって何人の保育士の確保を見込み、0、1、2歳児の待機児童が解消されるのか、お尋ねをいたします。

(2) 北九州市に隣接する当町にとって、あらゆるサービスが北九州市と比較されることは仕方のないことです。しかし、当町が北九州市よりも行き届いた「子育て支援の町」として今後のまちづくりを推進するためには、当町の待機児童は一刻も早く克服されねばなりません。北九州市より良い条件を提示し、保育士確保を進めてははいかがでしょうか。

3つ目、加齢性難聴への補聴器助成について。

加齢性難聴は誰しもがなる病気であり、他人事ではありません。全国では、東京では江東区や足立区に補聴器購入への補助が広がりつつあり、県内では粕屋町は5万円、田川市は1万9千500円の助成が行われています。

加齢性難聴はコミュニケーションを困難にし、とじこもりになり、鬱や認知症になると言われています。

そこで、お尋ねをいたします。

(1) 当町も購入時に町独自の助成をしてはいかがですか。

(2) 補聴器購入後の専門職による相談窓口を設けてはいかがでしょうか。

(3) 町の検診に聴覚検査を取り入れてはどうでしょうか。

以上、お尋ねをいたします。

議 長（白石雄二）

町長、答弁。はい、町長。

町 長（美浦喜明）

はじめに、吉田団地、東水巻駅周辺のまちづくりについて、のご質問にお答えします。

平坦な土地で、東水巻駅に近く、地の利のいい吉田団地地域は、将来的には若い世代や一人暮らしの高齢者が、低廉な家賃で安心して住むことができる住宅の整備という住宅福祉政策の観点から見ると、良好な環境の地域だと考えます。将来、建て替えは必要であると考えますが、いかがですか、とのお尋ねですが、まず、はじめに、令和2年1月27日に開催されました政策会議において、今後の吉田町営住宅の方向性が政策決定されました。その内容について、総務財政委員会においても、ご報告させていただくこととなっており、重複いたしますが、この場をお借りいたしまして、ご説明させていただきます。

この吉田町営住宅建替問題について、これまでの議会答弁等でも、述べてきましたが、現行の事業案である「吉田町営住宅建替基本計画」を含め、包括的に検討を進めてきた結果、様々な問題や課題があることがわかってまいりました。その中で、特に大きな問題は次の4点でございます。

まず1点目として、「膨大な事業費に伴う財政負担の増大」でございます。

これまでの議会答弁等でも述べてきましたが、現行の建替基本計画では、総事業費が50億円以上に上ることが想定されており、国の補助金を活用するとしても、多額の起債を財源としなければなりません。

ご存じのように、本町では現在、公共下水道事業や道路事業など、住民生活に欠かせない重要な事業を展開しており、これに伴い、町が抱える起債残高は、令和元年9月末時点で、約136億円に上っております。今後も、これらの重要事業が引き続き実施されることから、これ以上、多額の起債を背負うことは、将来的な財政負担を強いることになり、状況によっては、町財政に危機的な状況を招く恐れがあると考えます。

続いて2点目として、「将来的な空き住戸の増加」でございます。

ご存じのように、本町の町営住宅の多くは、炭鉱閉山に伴う炭鉱就労者の人口流出を防ぐため、緊急的な政策として整備されてきました。

しかし、炭鉱閉山から約50年を経過している中で、町営住宅入居者も高齢化が顕著となっております。

また、町営住宅新規入居者の応募率も、昨今の生活様式の多様化により、そのニーズは、低下傾向にあり、今後も、この傾向は継続していくと予想されます。建替戸数330戸とする現行の建替基本計画による建て替えを実施した場合、さらに多数の空き住戸が発生していくと思われます。

続いて、3点目として、「現在における町営住宅の管理戸数」でございます。

先ほども述べましたように、本町は、旧産炭地という過去の経緯から、1千920戸もの町営住宅を保有しています。さらに県営住宅や他の公的賃貸住宅であるUR賃貸住宅の管理戸数を加えると、県内でも突出した管理戸数となっています。

炭鉱閉山に伴う対策的政策として建てられた多くの町営住宅は、今、大きな転換期を迎えていると考えます。そのため、今後は町の人口動態等を考慮した上で、真に公営住宅を必要とする方々のための施策が重要となると考えております。

最後に4点目として、「建て替え後の家賃上昇に伴う問題」でございます。

吉田町営住宅の家賃は、9千円から1万3千500円と、他の町営住宅などと比較しまして、非常に低廉な家賃が設定されています。また、現在、当該住宅に入居されている方々の状況についても、高齢者や低所得世帯が多い現状があります。しかし、建て替え後の家賃設定は、新築による利便性の向上などから、現在の鯉口町営住宅や二町営住宅より高くなることが想定されます。

これまでの議会答弁でも述べてきましたが、入居されている多くの方々が、家賃などの住宅費の負担増を望んでいないことから、建て替え後の住宅に継続して入居いただくことは難しいと考えます。

以上のような点から、現行の事業計画案である「吉田町営住宅建替基本計画」を実行に移すことは困難と考え、白紙とします。

今後の具体的な施策でございますが、先行事業として、吉田町営住宅のJR東水巻駅側、1棟から36棟の入居者を対象とした住み替え事業を実施することとします。また、実施するにあたり、当該住棟入居者の皆様の意向やコミュニティに配慮しながら、同じ吉田町営住宅中耐5階建や他の町営住宅を住み替え先とします。また、住み替え先となる町営住宅については、風呂釜・浴槽の設置やトイレの洋式化を進め、水回り等の改修を行い、従前より良い住環境を提供していきたいと考えております。

さらに、住み替えの際の移転補償や住み替え先の家賃についても、入居者の皆様の経済的負担に可能な限り配慮したものとなるよう、検討して参ります。

以上が今回、政策決定した内容でございます。

吉田町営住宅の残り37棟以降の住棟につきましては、本町の人口動態や町営住宅自体の需要の減少に伴う空き住戸の増加を考慮し、公営住宅施策対象世帯数の推計を算定した上で、町全体の町営住宅の必要管理戸数を検討し、その方向性を導き出す必要があります。

また、ご指摘のように、吉田町営住宅が存する地区は、JR東水巻駅に隣接し、北九州市方面や筑豊方面などに非常にアクセスが良く、JR水巻駅と並ぶ本町の重要な交通の起点となっています。

さらに、吉田ボタ山跡地に大型商業施設が、今春オープンする予定となっていることから、今後、本町の発展の核となりえると考えられます。

これらを踏まえながら、吉田町営住宅を含む町営住宅全体の将来的な方向性について、令和3年度に予定されている水巻町営住宅長寿命化計画の見直しに併せて、検討を進めていきます。

次に、保育所の待機児童の解消について、のご質問にお答えします。

近年、急速に進行する少子高齢化や核家族化、保護者の就労環境の変化などにより、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。そして、こうした子育て世代を取り巻く環境の変化は、待機児童の発生という課題を生み出しており、大きな社会問題となっています。

本町におきましても、近年3歳未満児の待機児童が発生していることから、これまで、町内の事業者に対し、施設整備のための財政支援を行い、保育施設等の利用定員を増やしてきましたが、残念ながら、現在もなお、待機児童は解消しておりません。

その主な要因は、保育士不足によるもので、現在、町内の各保育施設等では保育士不足のため、利用定員までの受入れができない状況が発生し、待機児童の増加につながっています。

保育士不足により入所児の受入れが制限される状況では、本町における待機児童問題を解消することは難しく、まずは、町内保育施設の保育士の確保と離職防止のための取り組みを行うことが重要であり、喫緊の課題となっております。

そのため、令和2年度当初予算では、待機児童対策における保育士確保のため、保育士及び私立保育所、認定こども園に対し、保育士確保及び離職防止のための新規補助事業を3つ掲げております。当初予算で私立保育所費に約380万円、子ども子育て支援事業費に約360万円、合計で約740万円を計上させていただいております。

予定している、新たな3つの補助事業について、ご説明いたします。

1つは、「水巻町保育士奨学金返済支援事業」であります。町内の保育施設等で働く保育士に対し、経済的支援を行うことにより、保育人材の確保や離職防止を図ることを目的とした補助事業です。奨学金を利用し、保育士資格を取得したのち、本町の保育施設等に就職した保育士に対し、奨学金の返済に要する額の一部を補助するものです。この補助金は、新規採用の保育士だけでなく、現在、町内の保育施設等に勤務している保育士についても対象とし、離職防止を図ります。

あとの2つは、「保育体制強化事業」と「保育補助者雇上強化事業」であります。町内の保育施設等で働く保育士の業務の軽減を図るため、保育士が日常業務として行なっている保育業務やその他の業務について、支援及び補助する者を雇用し、保育士の勤務環境改善を行うことで、保育士の離職防止を図ることを目的とした事業です。いずれも私立保育所や認定こども園などの施設に対し、雇用に必要な費用の一部を補助するものです。

「保育体制強化事業」では、保育支援者として、施設内の清掃や給食の配膳、後片付け、その他保育士の負担を軽減する業務について、保育士資格を有しない者の雇用に必要な費用の一部を補助します。

「保育補助者雇上強化事業」では、保育士の負担を軽減するため、保育業務の補助として、保育士資格を有しない一定の研修を受けた者を雇用し、将来的に保育士資格の取得につながるよう、雇用に必要な費用の一部を補助します。

令和2年度の当初予算については、町内の保育施設において「水巻町保育士奨学金返済支援事業」の対象者を3人分、「保育体制強化事業」及び「保育補助者雇上強化事業」の対象施設を各2施設と見込み、予算を計上しています。

そこで、まず、1点目の、2020年度予算に、保育士不足による定員割れを解消するため、計

上した新たな取り組みによって、何人の保育士確保を見込み、0、1、2歳児の待機児童が解消されるのか、とのお尋ねですが、これらの補助事業は、新規採用の保育士の確保だけではなく、現在、在職している保育士の定着及び離職防止を図る目的もあるため、この事業により何人の保育士の確保が見込めるかを想定することは困難であります。保育士の配置基準は、保育士1人に対し、0歳児は3人、1・2歳児は6人ですので、低年齢児クラスの待機児童解消を単純に考えると、保育士が1人増えることで、0歳児クラスの配置の場合は3人、1・2歳児クラスの配置の場合は6人の待機児童が解消されます。

次に、2点目の、北九州市より良い条件を提示し、保育士確保を進めてはいかがですか、とのお尋ねですが、近年、全国的に保育士が不足しているため、特に待機児童の多い本県においても、保育士確保のために補助事業を活用した施策や独自の取り組みを行なっている自治体が増えております。

本町においても、先ほど申し上げましたとおり、令和2年度から保育士確保に向けた新規補助事業を実施することとしています。しかしながら、議員のご指摘のとおり、本町は、政令指定都市である北九州市に隣接していることから、保育士の処遇が比較され、財政規模に乖離があるため、有効な保育士の確保の支援策を見いだせず、北九州市より良い条件で、保育士の確保をすることは大変難しい状況です。

そのため、私は昨年、福岡県に対し、令和2年度福岡県予算に対する要望として、安心して子どもを産み育てるという自治体の責務を果たせるように、教育・保育の施設整備はもとより、そこで働く保育士の処遇が自治体の規模によって大きな差が生じることがないように、国及び県の財政上の支援を要望いたしました。このことに対し、先日県から「現在、国の子ども・子育て会議において、地域区分の更なる改善に向けた仕組みの導入について、検討の方針が示されたところであり、県としても、国に対し継続的に要望を行なっていく」という回答を得たところです。

今後は、国における議論を注視しながら、本町においても可能な限り、保育士確保及び待機児童解消に向けた取り組みを行い、安心して子育てができるまちづくりに尽力して参ります。

最後に、加齢性難聴へ補聴器助成について、のご質問にお答えします。

まず1点目の、当町も購入時に町独自の助成をしてはいかがですか、とのお尋ねですが、難聴、いわゆる聴覚障がいには、聴覚組織の奇形等で聴覚系統が侵された先天的要因によるものと、突発性疾患、薬の副作用、頭部の外傷、騒音、高齢化などによって聴覚組織の損傷を受けたことによる後天性のものがあり、さらに、聴覚障がいになった部位により、伝音性、感音性、混合性難聴に分類されています。

伝音性難聴は、外耳・中耳に原因がある難聴で、音が伝わりにくくなっている状態であるため、補聴器などで音を大きくすれば比較的良好に聞こえるようになります。

一方、感音性難聴は、内耳・聴神経・脳に原因があるもので、音がゆがんだり響いたりして言葉の明瞭度が悪くなっているため、補聴器などで音を大きくして伝えるだけではうまく聞こえません。そのため補聴器の音質などを細かく調整する必要があります。

老人性難聴は感音性難聴の一種ですので、補聴器を使用して聞こえる音量を大きくしても、言葉の識別、理解を補うことが難しい場合があり、うるさいからと補聴器をつけたがらない高

齢者がおられるのはこうした理由によるものだと思います。

聴覚障がいには、聴力によって身体障害者手帳2級から6級までの段階があり、手帳の交付を受けている方には、身体上の障がい箇所を補うための「補装具」の購入等の助成制度があります。

身体障害者手帳の、取得申請をしていただくにあたり医師の診断書の提出をお願いしていますが、医師による聴力検査や、外耳・内耳・中耳の状態の診察を受け、必要であれば治療を受けて聴力の改善につながっている方もいると思われます。

高齢の方も手帳取得の相談に来られていますので、医師の診察を受け、難聴の要因を明らかにし、手帳取得後は、障がいの要因と聴力に適した補装具、つまり補聴器購入の公費助成を受けていただくことが可能となっています。

現在、加齢性補聴器購入費用助成を実施している他の自治体でも医師の診断書の提出を求めているところが多いようですが、本町では、高齢者であるというだけで、加齢による難聴と限定できないことがあり、聞こえにくくなったからと補聴器を購入するのではなく、医師の診察を受けた上で、可能であれば身体障害者手帳を取得し、適した補聴器を購入されることが最善であると考えています。

したがって、現在のところ購入費用助成制度について検討する予定はございません。

次に2点目の、補聴器購入後の専門職による相談窓口を設けてはいかがですか、とのお尋ねですが、現在、毎月第4月曜日の午前10時から11時30分まで、庁舎内の会議室にて補聴器相談会を行っております。郡内4町ともに実施されている相談会には、補聴器を専門に取り扱う医療機器メーカーのスタッフが2人従事し、実際に補聴器を購入された方の相談を受けています。現在、相談に来られる人数は、2人から3人程度という状況でございますので、今後は、できるだけ多くの方に相談を受けていただけるよう、相談会の日時や内容等について、更なる周知に努めて参ります。

最後に3点目の、町の検診に聴覚検査を取り入れてはどうか、とのお尋ねですが、会社などで働く人が受ける健康診断は、労働安全衛生法に基づく健康診断で、聴覚検査が診断項目に定められています。

一方、現在町で行なっている健康診断は、高齢者の医療の確保に関する法律第20条、国民健康保険法第82条、健康増進法第19条の2、母子保健法第12条及び第13条の規定に基づき、町が実施していますが、法的には聴覚検査の実施は定められていません。

現在、町の集団健診会場では、聴覚検査に適した静かな環境を確保することが非常に難しく、現段階では、聴覚検査を取り入れることは考えていません。

しかしながら、加齢性難聴は、コミュニケーションの減少や社会的な孤立につながり、認知機能の低下など精神状態にも影響を及ぼし、高齢者の生活の質を低下させてしまう健康課題のひとつであると言えます。

加齢性難聴の早期発見には、定期的な検査が有益であると言われてはいますが、実際に受診しない高齢者も多くいると思われます。そのため、まずは、この加齢性難聴の正しい情報について周知をするため、町の広報紙の「こんにちは保健師です」などでお知らせし、住民の皆様に加齢性難聴を理解してもらい、早い段階から病院受診につなぐことができるように、啓発を行

なって参りたいと考えています。以上です。

議 長（白石雄二）

これより、再質問をお受けいたします。はい、中山議員。

6 番（中山 恵）

6 番中山です。

吉田町営住宅建替基本計画につきましては、方向性が政策決定されましたが、今現在入居中の方々、多くの方が高齢者です。今まで以上に安全面、環境面、そして安心して住めるよう配慮が必要だと考えますがいかがでしょうか。

また、町長、担当課長、各関係者などと、区長や吉田団地役員、住民の方々と説明会を行う必要があります。きちんと住民の理解を得ることが大事だと思います。どうお考えでしょうか。

それと、続いての再質問ですが、加齢性難聴のことです。加齢性難聴は誰にでも起こる可能性があり、聞こえなくなるということは――。

議 長（白石雄二）

中山議員。ひとつずついきましょう。

6 番（中山 恵）

はい、わかりました。

議 長（白石雄二）

はい、町長。

町 長（美浦喜明）

今、中山議員が言われたとおり、住民の皆様方にご説明をいたしたいと思います。

まず、今後の予定ですが、3月の総務財政委員会、もう一度、正式に委員会で決定事項をご説明させていただき、そして吉田校区の区長さんの皆様にその決定事項をお話しさせていただき、そして吉田団地の区長さん、役員の皆様にもまたご説明し、そして住民の皆様にも説明をさせていただきたいと思っております。

今、答弁でも申しましたように丁寧に、そして住環境のことも整備いたしまして、住み替えのほうでは是非協力をしていただきたいというふうに考えております。以上です。

議 長（白石雄二）

はい、岡田議員。

5 番（岡田選子）

吉田団地を白紙に戻すということが政策決定されたということでございます。

それでその理由として町が言っていることが4つですね。財政負担の増大。それと将来的な空き住戸が増加していくと。町営住宅のニーズは低下傾向だと。それと町営住宅の1千920戸もの管理戸数。まあ、減らしていきたいというところだろうと思いますが。それと4つ目は、家賃がね、多分上がるだろうから、高齢者や所得の少ない人たちにとってはなかなか住めないんじゃないかということです。

で、それなんですけども、少しずつ反論していきたいと思いますが。もともと吉田団地を、私も日本共産党としましては建て替えろと言って主張したことはございません。1回もございません。町長が建て替えると言ったものですからその進捗状況を伺ってきたわけですね。でまあ、この期に及んで、まあ経過を見てみますとですね、平成26年、町長が建て替えると、基本構想を示しました。そして平成27年に基本計画ができて、検討委員会で協議をされ、12月に基本計画が答申されました。そしてその平成28年2月、同じ平成27年度ですけれども、政策会議で決定しないと。で、その後、本日まで4年間、調査検討するというので、4年間の調査検討期間があり、本日このように公の場で白紙決定を町長が発言されるわけなんです。

それでまあ、財政負担は確かに50億円ということで。でもまあ公営住宅債というのが25億円ありますよ。それでその建替計画ができたときにこういうシミュレーションをですね、資料を私もいただきました。まあなかなか大変な起債残高にもなりましようが、まあなんとか毎年2億円ぐらいですかね。返していった時期は。古い、平成元年あたりにもそれぐらいの金額を返していつている時期も、調べましたらございます。それで町長が就任されてからいろんな事業もされていきまして、この6年間ぐらいの間に15億円ぐらい起債が増えてますね。町長が就任してから。だからそういうことなどもいろいろ考えると、まあ絶対にこれが財政負担が返せないのかなっていうことにはちょっと疑問もあります。今、答弁に冒頭ありました136億円の起債って言われましたけど、あれは下水道事業債なんかも含んでいるんですね、あの金額は。だから下水道事業は特別事業ですからそれはちょっと一緒に合わせるのはちょっとどうかというふうにも思っております。

それとですね、2つ目、空き住居の増加ということで、町営住宅のニーズは低下傾向だということなんですけども。町営住宅の募集と倍率ですね。それをちょっとお聞きしましたら、平成27年度は3.2倍ぐらいの競争率でした。町営住宅に入るのにですね。それが平成30年度には1.7倍に減っているという。で、こういうことをもって町営住宅のニーズは低下傾向なんだというふうに断定されているわけなんですけども。私が思いますのに、これが0.何倍でですね、希望した者が全員入れるんでしたらニーズはないというふうに断定してもいいと思ってるんですけども。この平成30年もですね、応募自体は41件もあったんですね。そして24戸しか募集がされてないからですね、あと落ちた17件の方は町営住宅を希望したけど入れなかったという、こういう現実はあるわけです。ですから若いご夫婦とか、まあ今頃若いご夫婦も共働きなので安い家賃のところを求めてないという傾向もあるかもしれませんけれども。特に私が思いますのは、高齢者の方が、特にお一人になられた高齢者がですね、今、生活保護とかももらえる率がすごく多いですね、年金が少ないから。そういう方々が生保をいただくようになって、住むところを探したときに低廉な家賃の民間住宅というのはほとんどありません。ですからそういうことも考えると、町営住宅の果たす役割っていうのは大変重要だと思っております。

それとですね、すいませんちょっと長くなって申し訳ないんですけど。

町営住宅が1千920戸あると。まあ確かに本当に住宅福祉政策では断トツ評価されるべき数字だと思っております。それで北欧では公営住宅中心の住宅政策をやっていますので、まあ日本は持ち家制度でありますので、これがなんか町財政において、ちょっとお荷物のようにね、思われる節もあるんだらうと思いますが。私は住宅福祉政策の観点から考えますと、本当、北欧並みの公営住宅を持っていることは本当に住む側にとってはありがたい話かなと言う観点もあると思っております。

そしてここで県営住宅やURのことも引き出しておりますけども、これは全く当たらないと思います。私どもは町営住宅をどうするかということをね、その観点で考えていくべきだと思っております。

それで家賃上昇ですね。家賃が上がって行って住んでいる方が住めないんじゃないかと。高くなるから。まあ当然、新しいところに住んでいただくんですから、少しの上昇はね、ある程度の上昇は致し方ないということは希望者、現に住まわれている方もそれは思っていると思います。それでですね、その家賃のことをどうしてそういうふうに捉えたのかなと思うんですけど、なるべく家賃が上がらないようにと思っている人の2倍以上、早く早期に建て替えていただきたいというのがアンケートとかでもですね、町が行なったアンケートですね、それでもそういうふうに出ておりますし、そこに自由回答欄の数字がそうなんです。家賃が上がらないようにと自由回答に書いている人は6人で、早期の建て替えを希望していると自由回答欄に書いている人は12人、倍いるんですね。それと、まちづくりにおいて重視すべきと考えることってということではですね、住居費の負担が大きくならないでほしいと考えている人は、まあそれはほとんどみんな考えてはいるでしょうけど、それが一番重要だと考えている人は16%ですよ。ですからもう本当に、まあ建て替えない理由が、私はやはり町長の、吉田団地に今、財政投資するより、やっぱり頃末南整備事業とかですね、そちらと町有地の活用、そういうことにやっぱり今、お金を使いたいと、そういう起債を進めたいというのが町長の本音じゃないのかなというふうに考えております。

今、私が述べました4点についての反論につきまして、何か町長が反論がありましたらお聞きしたいのと、あと、1棟から36棟の住み替えなんですけど、これ具体的な話ですけども、ここの対象の世帯数。それと年齢構成。それとこれ、住み替えって言いますが何年をめどに全世帯の住み替えを考えているのか。これとあと住み替えは強制なんですか。まずそこをお尋ねいたします。

議 長（白石雄二）

はい、町長。

町 長（美浦喜明）

少し長くなると思っておりますけど。後で数字は担当課長から報告させますが、岡田議員、総務財政委員会で、岡田議員は総務財政委員ですのでまた後日、詳しく聞かれたら私どもも丁寧に説明したいと思っております。

それです、そもそもですね、この町営住宅は一番ご存じのように日本炭鉱が閉山して、離職者のために、昭和46年に炭鉱が全面的に閉鎖したと。で、私もここに過去のいつ過疎指定を受けたかなどの資料を全部持っています。これはまた委員会等ですね、今日は時間がないので、お話しせたいと思いますけど。そもそもですね、この町営住宅の出発というのが炭鉱離職者のための住宅だということをもまず一つ、大きく認識していただきたい。それにまた、県営住宅、あるいはUR等々ですね、その当時の執行部と議員の中で先輩たちが話してこの4千数百戸の公営住宅を造ったということです。それが今、時代がですね、高度成長期のように人口が増えるとか、そういう時代であればいいんですけど、今年も予算組んでおりますけど、5年に1回の人口調査等があります。これで今、2万8千、切るか切らないかのところの努力しておりますが、人口統計でまた地方交付税を減らされます。そして人口減少は北九州も含めて、この近隣ほとんど増えているところはありません。まあそういう財政的な体力、それによって水巻は下水道をしたりですね。吉田の商業施設は7千万くらい入ってきますのでそれに向けて云々と言われることはないと思います。収入が入ってきます。商業施設はですね。土地を貸したり、固定資産税が。そういうことで、ただ私としては全体的に見た場合に、今の町営住宅、高松、鯉口、二、吉田団地とあります。一番古いのは吉田町営住宅ですけど、今後5階建てのところエレベーターが付いてないものですから、高齢者の方が5階、4階というところは行けないじゃないかという将来的な不安もあります。しかしながらですね、やはり空き戸数が増えているということも実際のところあります。そういう中で、一つ一つ、財政面とか空き戸数とか人口減少ですね。それからもし建て替えたなら、家賃は3万からになりますよ。そして今入っている方に3万の家賃が取れるかと。払って生活ができるかという問題もあります。そういう中でですね、全体を見た場合に、私も苦渋の選択ですが、やはり水巻の全体を考えたときに吉田町営住宅もなんとかしなければいけないということはここで答弁でも言いましたけど。いずれにいたしましても、先輩、田中町長、矢野町長、近藤町長と、この吉田町営住宅問題に手を付けなかった。そして行革という名のもとに凍結をしたということはなぜだということも、私も考えたわけですけど、今度は答申によって、やはり1戸造るのに通して1千600万かかります。だからそういう財政的な面とかいろんな形で、答申と言うのはみなさんにとっても、なぜ水巻がこういう結論を出したかという根拠はこの答申です。答申で50億という事業費がかかると。しかしながらやはり今の水巻の体力において、はたしてそれがやっていけるかということですね。だからもうこれ以上は言いませんが、繰り返しになりますので。また総財で、時間もありますのでゆっくり話はさせてもらいますが、そういうトータル的なことを政策会議にかけて、全員でこの白紙に決定をしております。ということをお報告させていただきます。以上です。

議 長（白石雄二）

古川課長。

住宅政策課長（古川弘之）

岡田議員のご質問にお答えします。まず1点目の吉田町営住宅の1棟から36棟の入居状況。

こちらでございますが、2月末現在におきましては入居戸数が、公営部分が63、改良部分が11、計74戸入居しております。空き住戸がそれに伴いまして、公営部分が131、改良が23、計の154戸の空き住戸となっております。

それと世帯数の分類と、まあ年齢構成とかそのへんのことなんですけども、直近の数字で今、1棟から36棟、73棟まで掴んでるんですが、居住人数で分類しますと、だいたい86.3%が単身及び2人の居住になっております。その内、単身が45戸、2人が23戸、3人世帯が5戸、4人が4戸、6人が1戸となっております。単身について分類させていただきますと、40代の方が1人、50代の方が5人、60代の方が16人、70代の方が7人、そして80代が9人、90代の方が2人というふうになっています。そして2人以上居住している住戸で平均年齢がだいたい70歳以上の住戸がだいたい14戸あると調べております。以上でございます。

議 長（白石雄二）

はい、岡田議員。

5 番（岡田選子）

吉田団地のことについてはもう時間もありませんのでまた総務財政委員会でも質疑させていただきたいと思いますが、基本計画ができて、基本計画を立てられたのは執行部のほうですから。それを検討委員会に答申をして、それで戻ってきたときに答申されたものを、検討委員会はこれでいきましょうというお答えをただけですから。もともとだから出来上がって建てましょうって町が出したものを検討委員会は認めただけですよ。だから同じものが返ってきたようなものだけで、だから町長が最初から検討委員会に出された答申が戻ってきて、50億はどうだっていうのはちょっと事実と違うかなというふうに思います。

ちょっと吉田団地のことはもういいんですけども、難聴についてですけれども、長野県の本曾町とかでは65歳以上の必要な人に所得制限なしで補聴器購入に3万円の助成をしており、また、いろいろ助成金でなく、現物支給というところもございます。それで高齢者難聴を取り巻く環境ってどういうものかと思いますと、高齢者、70歳代の男性の23.7%、女性は10.6%、まあ男性のほうが難聴の方がちょっと多いんですね。80歳代では男性は36.5%、女性は28.8%が難聴者となっているといわれています。そして難聴になりますと、家族や友人との会話が少なくなって、会合の出席とか外出の機会が減ってコミュニケーション障がいが起こるとされている。そして認知症の機能低下が正常な聴力の人よりも、普通の人よりも32から41%悪化されるというふうにみられております。これは国際医療福祉大学教授の本の中に書かれてあります。そして厚労省が出している介護予防マニュアル改訂版、これにおきましても、高齢者の引きこもりの要因の一つに聴力の低下、これをあげて対策が求められております。

そしてじゃあ現実がどうかと言いますとですね、難聴者の14.4%しか今、補聴器を付けていない。それどうしてかっていうとですね、補聴器は平均価格15万円と高額で、高くて買えないという悲鳴が上がっていますということですね。それでこれはどういう、そして公的な補助が進まないのもなぜかと言いますと、欧米では難聴を医療のカテゴリー、医療として捉えて補助制度がありますけども、日本はですね、答弁で詳しくご答弁いただきましたけども、障がい

者というカテゴリーで捉えているので、補助の対象を大変絞り込んでいるということなんですね。だから補聴器の所有率が圧倒的に低いんだということで、この現状に対してどういう対応が可能か研究検討に入るべきではないかということで、国会でわが党の大門議員が答弁をいたしましたらですね、厚労省の審議官が補聴器を用いた聴覚障がいへの補正による認知機能低下予防効果を検証するための研究を推進すると、このように述べたんですね。そしてなんとわが8区から出ている麻生太郎財務大臣はね、「やらなければならない」と答弁してくれてるんですよ。ですから、これしんぶん赤旗の記事なんですけども、ぜひこのやっぱり難聴に対して本当に今、高齢社会でみなさんもいろんなことで、特に議会とかでもそうですけども、だんだん自分が難聴になってることも気づかないっていう方がたくさんおられると思うんですね。それで現実に補聴器を付けることにちょっと、何か躊躇するというね。そうじゃなくて補聴器を付ければ本当に慣れるのに3か月くらいかかるそうですね。本当に徐々に慣らしていくっていうことはすごく大事だと聞いておりますので、やはりそのへんをですね、町としてもっとこう、本当に難聴者、70代80代の2割3割がもうそうだということで。とくに男性は多いということになっておりますが。ぜひもう少し難聴に対して柔軟な対応と、難聴って恥ずかしいことでも、補聴器付けることが恥ずかしいことでもなんでもないんだよというふうな町のPRというかね。そういうのをしていただいて、ぜひあまりにも高くて買えないというところで、ぜひ町の対応も、もう一步踏み込んで検討していただきたいというふうに思うんですけれどもいかがでしょうか。

議 長（白石雄二）

吉田課長。

福祉課長（吉田奈美）

岡田議員のご質問にお答えいたします。今、質問の中でおっしゃった、高齢者の中で難聴というか耳が聞こえにくくなる確率は加齢とともに上がっていくというのは確かにその通りだろうなと思っております。本町のほうで聴覚障がいの手帳を持ってらっしゃる方が2級から6級まで152名おられまして、その中で補聴器を実際に補装具として交付を受けてらっしゃる方は過去3年間で36名ほどございます。その36名の中で60代以上が9割占めているという状況をふまえても、やはりこれは実際、聴覚障がいの手帳を取られて、補聴器等の交付を希望される方というのは基本的に先天性の疾患等ではなくて加齢等による聴覚障がい、今、ちょっと障がいと疾患は別にしないといけないというご指摘もあったんですけれども、聴覚障がいということが言えるんだろうなと思っております。

それで私ども現場におりまして、聴覚障がいの手帳を取られて補聴器の交付申請をされて医師の診断書を持ってきていただくんですけれども、診断書を拝見すると、ただ単に例えば音の伝える能力が少し落ちたとか、鼓膜の機能が少し落ちたとか、単純な加齢による聴覚障がいではなくて、どちらかというやはり鼓膜に疾患、病気があったりとか、外耳内耳等にご病気があって、うまく補聴器で聴力を補うことができにくい方も中にはおられます。ただ、町長の答弁でも申し上げましたとおり、補聴器にもいろいろな種類がございますので、もちろんその補聴器の種類っていうのはスタイルの種類もありますけれども、実際、軽い聴力を助長するとい

うか、助ける補聴器もあるんですけども、非常に細やかな調整をして高度難聴用の補聴器というものがあるんですが、そういうものをきちんとやっぱり医師の診断を受けてご病気がないかどうかの確認をして、かつ、ご病気がないかどうかの確認をした後で治療が必要であれば治療を受けていただいて、それから補聴器の購入という段取りを踏んでいただくというのがまず必要であろうと思いますので、そのためには聴覚障がい身体障害者手帳を取っていただくための医師の診断というのは一つの入口であろうかと思っておりますので、まず福祉課としてはご相談があったらそこをお勧めしております。今はですね。ただ、厚労省の動きがそのようであるということであれば、国の動き等にて私どもも迅速に対応してまいりたいと思っておりますので、また今後検討させていただきます。以上でございます。

議 長（白石雄二）

中山議員。

6 番（中山 恵）

補聴器の再質問で、加齢性の補聴器の件ですが、人生ですね、百年時代を迎えております。脳がリハビリの働きに応じて変化する能力が、若ければ若いほど正確に聞き取れないという段階から、補聴器にはちゃんと慣らしていくと、脳をトレーニングしていくと、80代から90代になっても上手く使えると思います。また、高齢化社会に伴うなかで、補聴器は平均やっぱり15万から30万以上するということで、やっぱり買えないということが本当に多く聞こえております。また、買った後にも片方を落としたということで、片方だけしか補聴器を使ってないという高齢者の方もおられます。このような町民の声をしっかり聞いていただくことによって、補聴器の購入の助成金ということを今一度考えていただきたいと思っております。いかがでしょうか。

議 長（白石雄二）

はい、吉田課長。

福祉課長（吉田奈美）

中山議員のご質問にお答えいたします。補聴器の必要性については私どもも重々承知しておりますし、実際、補装具の購入・修理等も必要な方には特に制限することもなくさせていただいております。ですので、必要性を否定するものでもないし、補聴器が非常に高額であるということも存じておりますので、先ほどの岡田議員のご質問にも答弁させていただきましたように、国の動き等もございましょうから、そこを見ながら今後また検討をする余地はあろうかと思っております。以上でございます。

議 長（白石雄二）

岡田議員。

5 番（岡田選子）

外出とかを控えて、観劇も聞こえなくなったからもうやめようとか、講演会に行くのはやめようとか、いろいろそういうことになってると思うんですけど、今、貸出用とかのヒアリンググループっていうのがあるそうですね。自治体の施設にヒアリンググループというのを付けると、聞こえない人たちに聞こえやすくなるという、そういうものを施設に設置するというような動きも全国にはあるそうですので、ちょっとそういう点も調べていただいて、高齢者の方が引きこもりにならないように中央公民館に行けばちゃんと全然、難聴と言うか、そういうことを感じずに十分声が聞き取れるよっていう、そういうような状況を考えていただきたいなというふうに思います。

最後に待機児童の解消についてですけれども、今、いろいろ町が待機児童解消の一番の原因は保育士の不足だということで、それに対していろいろ努力をされていただいております。でも今後、保育の無償化が今ありますんで、もっと需要が増えるんじゃないかということも思いまして、待機児童はまた一層深刻になるのではないかというふうにも心配します。

そして今、国が保育の受け皿の整備としましては、施設の整備や改修などには予算、ずいぶんつけてるんですけどね、保育士不足の対策に対してはちょっと放置している状況があるんですね。保育士の求人倍率っていうのは2018年で2.82倍。で、2015年と比べたら1.6倍と、急増しているという状況です。この背景に、なぜ求人倍率が上がるのかというと、全産業の平均と比べまして、月額約10万円も賃金が低いということです。これにはやはり保育士という仕事柄のですね、長時間の過密労働という背景があるかと思います。処遇改善も行われてはいるんですけども、国の令和2年度予算等を見ても、人事院勧告に伴う保育士平均の、プラス1%と。もうそれぐらいの処遇改善なんです。で、もう本当に抜本的な見直しになっていないんです。ですからこのへんをやっぱり国がですね、待機児童を本気で解消するとなると、やっぱりそういう予算をしっかりとつけるということが求められているんですけども、それに対してはやっぱり国や自治体や県にも要望を上げていただいたりもしていただいているようなんですけども、しっかり自治体が待機児童解消のためには保育士不足を解消するための強い要望を国に上げていくところが求められておりますので、ぜひ上げていただきたいと思いますが、町長いかがでしょうか。

議 長（白石雄二）

町長。

町 長（美浦喜明）

そのように行なってまいりたいと思います。

議 長（白石雄二）

岡田議員。

5 番（岡田選子）

ぜひ待機児童を解消してですね、水巻町の若いママ、ご夫婦が悲しむことのないようにぜひ豊かな保育をお願いいたしたいと思います。以上で、終わります。

議 長（白石雄二）

以上で1番、日本共産党の一般質問を終わります。暫時休憩いたします。

午前 11 時 34 分 休憩

午前 11 時 34 分 再開

議 長（白石雄二）

再開いたします。続けてまいります。

2番、有志会。はい、高橋議員。

9 番（高橋恵司）

有志会を代表いたしまして、一般質問の冒頭質問をさせていただきます。

質問事項、町道頃末・二線および主要道路の整備についてお伺いします。

町道頃末・二線は頃末地区の国道3号付近から、下二、二区を通過し中間方面へ至る主要町道であり日々、多くの住民が利用しています。しかし、歩道が狭く、ところどころに段差があるなど、歩きやすい道路とはいえません。

また、水巻駅へのアクセス手段として多くの方が自転車を利用していますが、車道幅が広くないため自動車と混在利用となっており、危険な状況であると感じております。

頃末南地区都市再生整備事業において、鹿児島本線の踏切付近から曲川に架かる唐ノ熊橋までは、道路整備を行う予定であると聴いていますが、曲川から南側の整備計画はありますか。

また、他の主要道路の整備計画はどのようなものがあり、進捗状況はどうなっていますか、お尋ねいたします。

議 長（白石雄二）

町長答弁。町長。

町 長（美浦喜明）

町道頃末・二線および主要道路の整備について、のご質問にお答えします。

まず1点目の、頃末南地区都市再生整備事業において、鹿児島本線の踏切付近から曲川に架かる唐ノ熊橋までは、道路整備を行う予定であると聴いていますが、曲川から南側の整備計画はありますか、とのお尋ねですが、町道頃末・二線は頃末地区から二地区へ至る全長2千426メートルの主要町道であり南部地域とJR水巻駅や国道3号を結ぶ主要なアクセス道路ですが、車道部の平均幅員は約7メートル、歩道部の平均幅員は約1.5メートルと決して広くはなく、歩行者や自転車の安全な通行を確保する必要があると認識をしております。

鹿児島本線の踏切付近から曲川に架かる唐ノ熊橋までの道路整備につきましては、踏切南側の交差点の改良や、現在の歩道幅員 2 メートルを 4 メートルへ拡幅するとともに、車道と歩道の段差をなくすなど、歩行者や自転車の安全を確保する計画としております。

また、曲川から南側の頃末・二線の多くは都市計画用途地域である、第 1 種低層住居専用地域であり、沿線には多くの家屋が立ち並んでいるため、道路の拡幅は非常に困難な状況であります。

よって、現況道路の中で安全が確保されるように検討を進めて参ります。

次に 2 点目の、他の主要道路の整備計画はどのようなものがあり、進捗状況はどうなっていますか、とのお尋ねですが、町内の主要道路の整備計画といたしましては、昭和 51 年に都市計画決定された総延長 25.84 キロメートル、12 路線の遠賀広域都市計画道路があります。内訳としましては、国施行が 1 路線 2.2 キロメートル、県施行が 5 路線 12.67 キロメートル、町施行が 6 路線 10.97 キロメートルとなっています。

進捗状況ですが、令和元年 12 月末時点で 5 路線が事業完了、6 路線が未完了、1 路線が未着手となっており、整備率は 52.4 パーセントであります。

現在施行中の都市計画道路事業としましては、県が事業主体となり鯉口付近で施行中の県道芦屋・水巻・中間線都市計画道路事業と、吉田南五丁目付近で施行されている県道中間・水巻線都市計画道路事業の 2 路線となっています。

これらの都市計画道路は、本町と北九州都市圏域等を結ぶ重要な道路であるため、早期に事業が完了するよう、今後とも遠賀郡町長会などを通じて、県への要望活動を行なって参ります。以上です。

議 長（白石雄二）

これより再質問をお受けいたします。船津議員。

8 番（船津 宰）

8 番、船津です。歩行者や自転車などが安全に通行できるように、現況道路の中で整備する方法はどのようなものがありますか、お尋ねをいたします。

議 長（白石雄二）

課長。

建設課長（北村賢也）

船津議員の再質問にお答えいたします。町道頃末・二線の大部分は、遠賀広域都市計画道路の鯉口・二線として、昭和 51 年に都市計画決定されています。しかしながら、その後の社会情勢や道路の沿線に住宅が立ち並ぶなど、道路を取りまく環境が変化しておりまして、現在、事業着手には至っておりません。よって、現況道路の中で、歩行者や自転車が安全に通行できるように検討を進めてまいりたいと思っております。

歩道部分の段差につきましては、家屋へ入るための歩道の切り下げ部分ということで段差が

間々見られますので、少しでも段差をなくして歩きやすくなるような検討をまいります。

また、この頃末・二線なんですけれども、伊左座小学校であったり、水巻南中学校の通学路にも指定されておりますので、児童、生徒が安全に通学できるように交通安全施設等の整備の充実を図ってまいりたいと思います。以上でございます。

議 長（白石雄二）

はい、船津議員。

8 番（船津 幸）

それとですね、町道頃末・二線は伊左座小学校や水巻南中学校の通学路に指定されております。また、このほかにも多くの道路が通学路に指定されております。

町では通学路安全対策事業を実施しておりますけれども、通学路の整備にあたり、どの様な計画で実施されているのか、お尋ねをいたします。

議 長（白石雄二）

はい、北村課長。

建設課長（北村賢也）

船津議員の再質問にお答えいたします。

交通安全対策ですけれども、平成 24 年に全国で登下校中の児童、生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、全国的に通学路の安全対策を実施することとなりました。

本町におきましては、平成 24 年 5 月に道路管理者であります町建設課と北九州県土整備事務所、そして教育関係者、学校教育課、学校 P T A、学校の先生方、そして折尾警察署と、協議を行いまして、「水巻町通学路交通安全プログラム」を策定しております。このプログラムは合同で危険箇所を抽出して、対策を講じると。で、その対策の効果を把握し、さらなる対策の充実を図るというものでございます。

対策箇所と進捗状況といたしましては、伊左座小学校が 4 路線の対策路線に対しまして、3 路線が完了。吉田小学校 3 路線、対策路線に対しまして 2 路線が完了。猪熊小学校対策路線、2 路線に対しましてすべて完了、えぶり小学校 4 路線に対しまして 2 路線完了、頃末小学校対策路線、6 路線に対しまして 1 路線完了、水巻南中学校 1 路線に対しましてすべて完了、水巻中学校は該当なしとなっております。

対策内容としましては、主に横断歩道の設置や歩道の整備、路面標示や交差点改良などがございます。

現在でも多くの対策中の箇所がございますので、今後とも児童、生徒の安全な通行を確保できるよう、事業を推進してまいりたいと思います。以上でございます。

議 長（白石雄二）

はい、高橋議員。

9 番（高橋恵司）

9 番、高橋です。ただいま北村課長の答弁いただきましたが、私が近隣の住民に聞いて回ったところですね、何年も前から都市整備事業に入ってるらしいと。そのころ私は勉強不足でまだまだ全然わかりませんでした、そういうお話を聞きましてですね、やっぱり近隣の住民の方はあそこの道路が広くなるのを待ち望んでいるんですね。私も自転車でよく通るんですが、歩道と車道の段差があるだけではなく、間隔が狭いんですね、段差の間隔が。歩行者にしましても自転車にしましても非常に転倒の恐れがあると、もう実感しておりますので、まあ今のところ事業はまだ先の話であると思いますが、とりあえずは段差だけでも何とか早く直していただければ、少し事故に対する回避もできるんじゃないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

議 長（白石雄二）

はい、北村課長。

建設課長（北村賢也）

高橋議員の再質問にお答えいたします。議員の質問にありましたように、確かに狭い歩道の中での段差ということで、非常に急に感じるというようなところがあるということでございます。現地はほとんどが家に入るところ、車庫なんかに入るところの歩道を切り下げたところに段差があったりします。また、進入道路に対しても段差がある箇所もございますので、できる箇所からですね、段差の解消ということで歩行者の安全を確保していきたいと思っております。

また、自転車についてなんですけれども、車道幅員がどうしても狭いものですから、自転車の専用の通行帯というのを設置するのが困難な場合がございますので、そういうときは路面標示等を行いまして、車両と自転車、自動車と自転車が同じ車道を走れるような、ピクトグラムというような方法もございますので、そのあたりも十分に検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

議 長（白石雄二）

はい、高橋議員。

9 番（高橋恵司）

9 番、高橋です。関連質問といたしまして、道路のことではちょっとないんですが、吉田の大型商業施設の開店に伴いまして、吉田から永犬丸間の交通量が増えると思っております。

現在、吉田工業団地の入口に信号機が無く、通勤時間帯になると非常に出にくいという危険が多々あると聞いております。

将来的にこの交通量が増えた場合に、吉田工業団地の出入りの入口に信号の設置を検討していただきたいと考えておりますがいかがでしょうか。

議 長（白石雄二）

はい、北村課長。

建設課長（北村賢也）

高橋議員の再質問にお答えいたします。吉田ボタ山跡地に町が誘致しました大型商業施設が、この春に開店する予定となっております。この事業に関しまして、平成 30 年度に建設課のほうでは敷地の北側の交差点、月夜待ヌメリ石線の交差点の商業施設開店後の交通実態状況を検討いたしまして、どれだけ交通量が増えるかということを検討いたしました。交差点の需要および車線混雑度、それから容量限界値を超えておりましたので、平成 30 年度から設計に入りまして、今年度に交差点改良の事業を終えて、2 月下旬に現地のほうの交差点はもう改良を終えて開放しております。

また、この商業施設のオープンに関しまして、商業施設から西側の吉田南二丁目付近の住民の方々から、商業施設の開店により自動車等の交通量が多くなるんじゃないかということで非常に心配されていることがございましたので、住民の皆様方と現地で立ち合いまして、十分に協議を行いまして、カーブミラーの増設であったり、路面標示であったり、ポストコーンを新たに設置したり、また、道路の見通しを確保するための樹木の伐採等の作業を行なっております。

ご質問にあります交差点もですね、今回改良いたしました交差点よりも北九州市側へ約 100 メートル程行ったところがございます T 字の交差点でございます。ここの交差点につきましても主要道路の交通量が非常に多いということで、なかなか工業団地から主道路に流入しにくいという事態が発生しているのは私たちも十分認識しているところでございます。

信号機の設置につきましては、県の公安委員会が行いますので、今後の施設がオープンした状態を注視しつつ、県警のほうと協議をしながら信号機の設置が可能であるかということは今後検討してまいりたいと思います。以上でございます。

議 長（白石雄二）

はい、船津議員。

8 番（船津 宰）

最後にですね、もう質問ではございません。二区から、頃末二線ですね、これはもう私は生まれたときからの道路でございまして、毎日何回も往復をしております。さっき高橋議員が言われてましたように、本当に歩道が狭いのと、車道ですね、自転車が非常に多いですね。一番心配するのは子どもさんの自転車が通ると非常に我々が運転していても怖い。そういう状態が何年も前から続いておるのが現状です。それとあの狭い歩道を自転車で走るんですね。これが一番また。先日、私が歩道を歩いているのに、向こうから自転車が来ました。まあ知り合いだったからよかったけども、「あんたこんなとこ自転車で通ったらいかんやろ」って言ったら、「いや、あんた、下通ったら怖いもん」と。ていうようなね、考えなんです。みなさん。歩道を自転車で走っている人が非常に多いんで、まあやはり先ほどご答弁いただきましたけど、検討課

題というふうになっております。そしてまた都市計画の中にも入っているということでございますので、早い時期に何かこう改良をしていただきたいということをお願いして、我々、質問を終わります。

議 長（白石雄二）

以上で 2 番、有志会の一般質問を終わります。これをもちまして、本日の一般質問を終わります。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これをもって散会いたします。

午前 11 時 52 分 散会